

◎納期限までに税金を納付されない場合（修正申告により不足税額を納付される場合を含む。）は、中間・確定等の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ（税額に1,000円未満の端数があるとき、または、その全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）で計算した延滞金がかかります。ただし、次に掲げる期間については、延滞金特例基準割合に1%を加算した割合（上限は年7.3%）で計算した延滞金がかかります。

① 中間・確定申告等の場合

期限内申告…納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

期限後申告…納期限の翌日から申告書を提出した日までの期間またはその翌日から1月を経過するまでの期間

② 修正申告の場合

中間・確定等納期限の翌日から修正申告書を提出した日（提出期限前に提出した場合は提出期限）までの期間またはその翌日から1月を経過する日までの期間

（注）中間・確定等の申告書を提出した日（提出期限前に提出した場合は提出期限）の翌日から1年を経過する日以後に修正申告書を提出する場合は、1年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日（提出期限前に提出した場合は提出期限）までの期間は延滞金の計算期間から除きます。

※延滞金特例基準割合とは、各年の前々年9月から前年8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年11月30日までに財務大臣が告示する割合に1%を加算した割合です。

納付の場所

福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行

大牟田柳川信用金庫、筑後信用金庫

福岡八女農業協同組合、筑後市役所

九州内の郵便局及びゆうちょ銀行

（ただし沖縄県ではお取り扱いできません。）